

介護保険 負担限度額（食費・居住費の減額） 申請にあたっての留意点（令和3年度制度改正8月～）

○ 介護保険負担限度額認定を受けられる要件が見直されます

① 収入状況要件による区分の見直し（「第3段階」の変更）

現行の利用者負担「第3段階」は「第3段階①」と「第3段階②」の2つに区分されます。

【現行】 本人および世帯全員が市民税非課税（配偶者は世帯が異なる場合も判定に含む）で、かつ、合計所得金額+年金収入額（非課税年金を含む）が80万円を超える方



【改正後】 80万円超120万円以下の方 → 第3段階①
120万円超の方 → 第3段階②

② 預貯金等の資産要件の見直し（負担段階に応じた資産要件の変更）

【現行】 単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下（全区分同じ）



【改正後】 第1段階 : 単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下（変更なし）
第2段階 : 単身650万円以下、夫婦1,650万円以下
第3段階① : 単身550万円以下、夫婦1,550万円以下
第3段階② : 単身500万円以下、夫婦1,500万円以下

これにより、昨年度まで負担限度額の対象であった方でも本年度より **対象外** となる方がいます。

預貯金等が上記金額を下回ったときに、申請し、認定を受ける必要があります。

○ 1日あたりの食費の自己負担上限額が見直されます

利用者負担段階の見直しに加え、負担能力に応じた自己負担額に見直されました。下記の表をご確認ください。

利用者負担段階	収入状況等（※1）		預貯金等（※2）		1日あたりの居住費				1日あたりの食費 【 】はショートステイ		
					ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室			多床室	
							特養等	老健等			
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者		単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下		820円	490円	320円	490円	0円	300円 【300円】	
第2段階	市民税非課税 世帯全員が	合計所得金額+年金収入額 80万円以下		単身 650万円以下 夫婦1,650万円以下		820円	490円	420円	490円	370円	390円 【600円】
第3段階①		合計所得金額+年金収入額 80万円超120万円以下		単身 550万円以下 夫婦1,550万円以下		1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650円 【1,000円】
第3段階②		合計所得金額+年金収入額 120万円超		単身 500万円以下 夫婦1,500万円以下		1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	1,360円 【1,300円】

※1 配偶者については、世帯を分離している場合も判定に含みます。
年金収入額は、遺族年金等の非課税年金を含みます。

※2 第2号被保険者については、利用者負担段階に関わらず、単身1,000円以下、夫婦2,000万円以下です。